

FITENETサービス契約約款

第10版

藤田ソリューションパートナーズ株式会社

平成 9年 2月 7日 初版
平成 9年 4月30日 改定
平成11年10月 1日 改定
平成12年11月 1日 改定
平成13年 7月15日 改定
平成15年 9月12日 改定
平成18年 4月 1日 改定
平成19年 4月25日 改定
平成22年 9月30日 改定
令和 8年 7月15日 改定

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、本約款にもとづきFITENET サービスの内容を定め、これによりFITENET サービスをお客様に提供するものとします。

2 FITENET サービスの取り扱いに関しては当社と接続されている電気通信事業者などが定める契約約款などにより制限されることがあるものとします。

(約款の変更)

第2条 当社は、お客様の承諾を得ることなくこの約款を変更することがあるものとします。この場合には、料金その他の提供条件は変更後のFITENET サービス約款によるものとし、お客様が変更後の約款に同意できない場合は契約の解除の権利を有するものとします。

2 前項におけるお客様の契約解除の権利は約款変更後1ヶ月以内に当社所定の書面にて申し出を行うことにより効力をうるものとします。

(協議)

第3条 この約款に記載の無い事項でFITENET サービスの提供上で必要な細目事項については、お客様と当社との協議より定めるものとします。

(用語の定義)

第4条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) FITENET サービス

この約款に基づき当社がお客様に提供する電気通信サービスであって、利用者回線または接続専用線を介してファイル転送、電子メールなどのサービスを提供するもの。

(2) FITENET サービス契約

当社からFITENET サービスの提供を受けるための契約。

(3) お客様

当社とFITENET サービス契約を締結している個人または法人。

(4) 利用者回線

公衆回線またはINS64。

(5) 公衆回線

お客様がFITENET サービスの利用にあたって、第一種電気通信事業者からサービス契約として提供される電気通信回線。

(6) INS64

お客様がFITENET サービスの利用にあたって、NTT東日本株式会社から総合デジタル通信サービス契約約款に基づいて第1種総合デジタル通信サービスにより提供される電気通信回線。

(7) 電気通信回線

電気通信設備たる回線。

(8) アクセスポイント

接続専用線、利用者回線などを収容するための電気通信設備が設置されている当社の事業拠点。

(9) 端末設備

接続専用線の一端、または利用者回線に接続される電気通信設備であって、回線接続装置でないもの。

(10) 回線接続装置

変復調装置、回線終端装置およびこれら装置に付随する機器または、これらと類似するあるいは同等の機能を有する機器であって、当社がFITENET サービス契約時に定めるもの。

(11) 識別符号

IP接続サービスにおいて、お客様を識別するために作成される英字、数字および記号などの組み合わせ。ユーザIDおよびパスワードのことを指す。

(12) 使用权

お客様がFITENET サービスの料金などの支払を要する場合、これをもって料金などの支払に充当しうると、当社が第35条（使用权）に基づき特別に認めた権利。

第2章 サービスの種類

(サービスの種類)

第5条 FITENET サービスの種類は次の通りとします。

(1) IP接続サービス

当社および当社が指定した業者が管理するアクセスポイントにお客様共用の接続ポートを設置し、利用者回線を介してお客様のひとつの端末設備に対して提供するインターネットプロトコルのサービス。

(2) ホスティングサービス

当社および当社が指定した業者が管理するインターネットに接続された端末設備内に、お客様のデータの電氣的な保管空間を貸し出すサービス。

(3) 専用線IP接続サービス

お客様が指定する場所に設置される回線接続装置と、当社および当社が指定した業者が管理するアクセスポイントに設置される回線接続装置を接続専用線により接続し提供するインターネットプロトコルのサービス。

(4) ハウジングサービス

契約者が所有する対象設備を当社指定設置場所にて設置し、対象設備が当社基準により安全に動作しうる環境を当社が提供するサービス。

(5) その他のサービス

当社は、お客様の要望その他の事由により上記の種類以外のサービスを提供することがあるものとします。

(サービスの品目)

第6条 FITENET サービスの品目は別表1号（サービスの品目）にて定めるものとします。

(サービスの提供地域)

第7条 FITENET サービスの提供地域は、群馬県内及びその隣接県とします。

(設置場所)

第8条 ハウジングサービスの設置場所は次の通りとします。

(1) ハウジングサービスの設置場所は、別表3号（設置場所）に定めるところとします。

(2) 契約者が、設置場所に対象設備を搬入する場合は、契約者の責任と費用負担で行うものとします。

(設備)

第9条 ハウジングサービスの設備について次の通りとします。

(1) 契約者は天災その他の災害に際して対象設備を保護する必要があるときを除き、当社の承諾を得ずして対象設備を撤去し、改造し、変更し、分解し、又は対象設備に他の機器を取り付けることはできません。

(2) 契約者が対象設備の改造、その他変更等を行う場合は、必ず事前に当社の承諾を得るものとします。

第3章 契約

(契約の単位)

第10条 当社は、FITENET サービスの契約申し込みがあった都度、FITENET サービスの種類毎に1つのFITENET サービス契約を締結するものとします。

(契約の申し込み)

第11条 FITENET サービスを契約する場合には、次に掲げる事項について記載した当社所定の申込書を当社に提出していただくものとします。

(1) FITENET サービス契約申込者の氏名（商号）及び住所

(2) FITENET サービスの種類及び品目

(3) 接続専用線、利用者回線または識別符号の数

(4) お客様の端末設備などの設置場所

(5) 利用開始希望年月日

(6) ドメイン名及びIPアドレス

(7) その他FITENET サービスの内容を特定するために必要な事項

(契約の成立)

- 第12条 FITENET サービス契約は、前条のFITENET サービス契約の申し込みに対して、当社が承諾した時点にて成立するものとします。
- 2 当社は、FITENET サービスの契約が成立したときは、ユーザID及びパスワードを記載した当社所定の書面を速やかにお客様に送付するものとします。
- 3 当社は次の場合には、FITENET サービスの契約の申し込みを承諾しない場合があります。
- (1) FITENET サービスの契約申し込みをしたものが、当社の定めるサービス料金、消費税などの事業者が代行収集すべき税金、その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合
 - (2) 第一種電気通信事業者の事由により、回線の提供が受けられない場合
 - (3) 前各号に定めるほか、その申込者の契約の成立により、技術上または当社の業務遂行上著しい支障がある場合

(最低利用期間)

- 第13条 FITENET サービス契約のうち、専用線IP接続サービス（以下本条では「当サービス」といいます）及びその他のサービス（以下本条では「当サービス」といいます）については最低利用期間を定めるものとします。
- 2 前項の最低利用期間は、当サービスの契約時に個別契約ごとに定めるものとします。
- 3 お客様の当サービスの利用期間が、契約時に個別契約ごとに定められた最低利用期間に満たない場合は、お客様は途中解約に対する解約料金を支払うものとします。
- 4 前項の途中解約に対する解約料金は、当サービスの契約時に個別契約ごとに定めるものとします。
- 5 前項の途中解約に対する解約料金の規定は、お客様がFITENET サービスの種類あるいは品目の変更を行う場合には適用しないものとし、この場合はお客様と協議を行うものとします。

(契約事項の変更)

- 第14条 FITENET サービス契約の契約事項のうち、FITENET サービスの種類の変更を希望する場合は、FITENET サービスの契約をいったん解除し、新たにFITENET サービスの契約の申し込みを行っていただくものとします。
- 2 FITENET サービス契約の契約事項のうち、FITENET サービスの品目の変更、または、お客様の端末設置場所の変更などによる接続専用線の移転を希望する場合は、その変更または移転に関する事項を記載した当社所定の変更申込書を当社に提出していただくものとします。
- 3 お客様が端末設置場所を変更する場合において、変更先の設置場所がFITENET サービスの提供地域でない場合は、お客様が契約を解除することを申し出たものとして取り扱うものとします。
- 4 前3項の契約事項の変更の希望があった場合は、当社は第12条（契約の成立）の規定に準じて契約の申し込みを取り扱うものとします。

第4章 権利の譲渡及び継承など

(権利の譲渡または貸与)

- 第15条 お客様はFITENET サービスの提供を受ける権利を譲渡または貸与することはできないものとします。

(お客様の地位の継承)

- 第16条 相続または法人の合併、事業の継承などによりお客様の地位の継承があった場合は、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人またはお客様の地位を継承した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添付して継承の発生した日から30日以内に当社に届け出るものとします。

(お客様の氏名などの変更)

- 第17条 お客様はその氏名（商号）または住所に変更があった場合は、すみやかに変更の内容を当社所定の書面にこれを証明する書類を添付して届け出るものとします。
- 2 お客様が住所を変更する場合において、変更先の住所がFITENET サービスの提供地域でない場合は、お客様が契約を解除することを申し出たものとして取り扱うものとします。

第5章 利用停止及び契約の解除

(注意喚起)

- 第18条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により、FITENET サービスの提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

(利用停止)

- 第19条 当社はお客様が次のいずれかの事項に該当する場合は、FITENET サービスの提供を停止する場合があります。
- (1) FITENET サービスの契約申し込み時に虚偽の事項を通知したことが明らかになった場合
 - (2) FITENET サービスの料金などについて、支払期限をすぎてもなお支払わない場合
 - (3) 第45条（通信利用の制限）または第47条（お客様の義務）に違反した場合
 - (4) 当社が第28条（お客様端末設備等に異常がある場合の検査）第1項に基づき、接続専用回線または利用者回線に接続されているお客様端末設備等について行う検査を、正当な理由なく受けることを拒んだとき、又は当該検査の結果、当該お客様設備等が技術基準等に適合しないと認められ、かつ技術基準等に適合させる対応を行わず、又は接続専用回線または利用者回線から当該設備を取り外さなかった場合
- 2 当社は、前項の規定によるFITENET サービスの提供の停止を行う場合は、停止を行う前にその理由、停止を行う日付および停止期間をお客様に通知するものとします。
- 3 前項の停止を行う場合において、緊急やむを得ない場合はお客様に停止の通知を行うことなくFITENET サービスの提供を停止することがあるものとします。

(当社が行う契約の解除)

- 第20条 当社は、前条の規定によりFITENET サービスの提供を停止されたお客様が、そのFITENET サービスの停止に至った事由を継続している場合は、そのFITENET サービスの契約を解除する場合があります。
- 2 当社は、お客様が前条第1項各号の規定のいずれかに該当し、その事由がほかのお客様のFITENET サービスの利用あるいは、当社の業務遂行に著しい支障をおよぼすと認められた場合は、前条の規定にかかわらず、FITENET サービスの利用の停止を行わずにそのFITENET サービスの契約を解除する場合があります。
- 3 当社は、前2項の規定により、FITENET サービスの契約を解除しようとする場合、または解除を行った場合は、すみやかにその旨をお客様に通知するものとします。

(お客様が行う契約の解除)

- 第21条 お客様は、FITENET サービスの契約の解除をしようとする場合は、専用線IP接続サービスにおいては、解除しようとする日の3ヶ月前までに、それ以外のサービスの場合は、解除しようとする日の1ヶ月前までに、当社所定の書面により、その旨を当社に通知するものとします。

第6章 ドメイン名、接続専用線などの取得代行

(ドメイン名の代行申請など)

- 第22条 当社は、お客様から要求があった場合、FITENET サービスに関して使用するドメイン名の取得申請手続きを代行するものとします。
- 2 お客様は、前項の手続きに要する費用について、代行申請の手数料とともに支払うものとします。
- 3 本条第1項において、お客様が希望するドメイン名が取得できない事態が生じた場合、当社は、その取り扱いについてお客様と協議するものとします。
- 4 IP接続サービスにおいては、お客様は、当社が指定するドメイン名及びIPアドレスを使用していただくものとします。

(接続専用線の代行取得)

- 第23条 当社は、お客様から要求があった場合をのぞいて、FITENET サービスの専用線IP接続サービスに使用する第一種電気通信事業者と契約する接続専用線の利用契約申請の手続きを代行するものとします。

- 2 お客様は、前項の手續きに要する費用について、代行申請の手数料とともに支払うものとします。
- 3 本条第1項において申請代行した接続専用線は、当社名義による単独契約とします。
- 4 第21条（お客様が行う契約の解除）の規定により専用線 I P 接続サービス契約の解除があった場合は、当社は、その契約解除により接続専用線として利用されなくなった専用回線の施設設置負担金にかかる権利（当該権利が存在する場合に限り）をお客様に移転するものとします。ただし、第20条（当社が行う契約の解除）による契約の解除があった場合はこの限りではないものとします。
- 5 前項の権利の移転は、当該契約の解除があった日より、当社が、移転の手續きを行うものとします。
- 6 前項の権利の移転に伴って発生する、第一種電気通信事業者への手續きに関して必要となる費用については、当該FITENET 専用線 I P 接続サービス契約の解除を申し出たお客様が負担するものとします。また、当該FITENET 専用線 I P 接続サービス契約の解除があった日以降に発生する専用回線の費用については、FITENET 専用線 I P 接続サービス契約の解除を申し出たお客様が当該第一種電気通信事業者へ直接支払うものとします。

（接続専用線の収容アクセスポイント）

- 第24条 FITENET 専用線 I P 接続サービスに収容するものとします。
- 2 当社は、技術上または当社の業務遂行上やむを得ない場合は、接続専用回線を別のアクセスポイントに収容替えることがあります。
 - 3 前項の規定により、接続専用線を別のアクセスポイントに収容替える場合には、あらかじめその旨をお客様に通知し、収容替えに係わる費用などについて協議するものとします。

第7章 端末設備等

（回線接続装置の設置）

- 第25条 お客様は、当社とFITENET 専用線 I P 接続サービスの契約を締結したときは、接続専用回線のお客様側の一端に当社指定の回線接続装置を設置していただくものとします。
- 2 前項において、当社はお客様の要求があった場合、接続専用回線のお客様側の一端に設置する回線接続装置を当社が設置するものとします。
 - 3 前項における、当社が設置した回線接続装置の使用料金については別途定めるものとします。

（お客様端末設備の接続）

- 第26条 お客様は、接続専用回線または、回線接続装置に接続しようとするお客様端末設備について、その名称その他、そのお客様端末設備を特定するための事項について記載した当社所定の書面を提出していただくものとします。
- 2 当社は前項のお客様端末設備等について、そのお客様端末設備等が当社が別に定める技術的適合条件に合致しない場合を除いてその設置を承認するものとします。
 - 3 本条第1項のお客様端末設備を変更または、撤去する場合についても、前項の規定に従い、当社所定の書面を提出していただくものとします。

（利用者回線のお客様端末設備等）

- 第27条 お客様は、I P 接続サービスを利用するために利用者回線に接続しようとするお客様端末設備について、その名称その他、そのお客様端末設備を特定するための事項について記載した当社所定の書面を提出していただくものとします。
- 2 当社は前項のお客様端末設備等について、そのお客様端末設備等が当社が別に定める技術的適合条件に合致しない場合を除いてその設置を承認するものとします。

（お客様端末設備等に異常がある場合の検査）

- 第28条 当社は、接続専用回線または利用者回線に接続されているお客様端末設備などに異常がある場合などその他FITENET サービスの円滑な提供に支障があるまたは支障をきたすおそれがある場合において必要がある場合は、お客様に、そのお客様端末設備等の接続が当社の定める技術的適合基準等に合致しているかどうかの検査を受けることを求める場合があるものとします。この場合、お客様は、正当な理由がある場合を除き、当社または当社が委託したものによる検査を受けることを承諾していただくものとします。
- 2 前項の検査を行う場合、当社または当社が委託した係員は、所定の証明書をお客様に提示するものとします。
 - 3 本条第1項の検査を行った結果、お客様端末等が当社の定める技術的

適合基準等に合致しないと認められる場合は、当社は、お客様に対して、そのお客様端末設備等を接続専用回線から取り外すこと、または利用者回線からのFITENET サービスの利用の中止を求めることができるものとします。お客様が当社の求めに応じない場合、当社は第19条（利用停止）の規定により、FITENET サービスの提供を停止することがあります。

（お客様の維持責任）

- 第29条 お客様は、接続専用回線または利用者回線に接続したお客様端末設備等を正常に稼働するように維持するように努めるものとします。

第8章 料金等

（料金体系）

- 第30条 当社が提供するFITENET サービスの料金体系は、次のとおりとします。
- （1）初期発生費用
 - （2）月毎発生料金
- 2 本条第1項2号の月毎発生料金は、月額基本料金と通信料金からなるものとします
 - 3 料金の額については、別表2号（価格表）に定めるものとします。尚、回線利用料が別途掛かります。

（初期発生費用）

- 第31条 お客様は、当社にFITENET サービス契約の申し込み（契約変更の申し込みを含む）、ドメイン名取得申請代行の要請、接続専用線利用契約申請代行またはその他工事等を要する要請を行い、当社がその承諾をした場合は、当社に初期発生費用の支払いを要するものとします。

（月毎発生料金）

- 第32条 お客様は、FITENET サービス契約に基づいて、当社がFITENET サービスの提供を開始した日から起算して、そのFITENET サービスの契約の解除があった日までの期間について月毎発生料金の支払いを要するものとします。ただし専用線 I P 接続サービスの契約の場合において、その利用期間が第13条（最低利用期間）に定める最低利用期間より短かった場合は、第13条の定めに従うものとします。
- 2 お客様は、I P 接続サービスを利用して行った通信について、月額基本料金に含まれる利用時間を超える部分について、当社所定の機器により測定した利用実績に基づいて計算した料金を、通信料金として支払いを要するものとします。

（料金の計算方法）

- 第33条 当社は、お客様がFITENET サービス契約に基づいて支払う料金のうち、月毎発生料金は当社が定める料金月に従って計算するものとします。
- 2 当社は、当社の業務遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月を変更することがあるものとします。

（料金等の支払い）

- 第34条 お客様は、料金等について、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法にて支払いをするものとします。

（使用権）

- 第35条 当社は、個人向端末型 I P 接続サービスの月毎発生料金に関して、特定の識別符号に対して使用権を設定することがあるものとします。
- 2 当社は、お客様の識別符号に使用権が設定されている場合は、当該お客様に対する、月毎発生料金の請求金額から、使用権として設定された金額をあらかじめ差し引いた金額を、請求するものとします。
 - 3 一度設定された使用権は、ほかの識別符号には譲渡することができないものとします。
 - 4 本条第1項の使用権の有効期限は個別に定めるものとします。

（割増金及び契約外の使用による追加料金）

- 第36条 お客様は、料金の支払いを不法に免れた場合または、契約外の使用により本来支払うべき金額の支払いを不法に免れた場合は、当社の定める割増金に、これに対応する消費税額を加算した額を支払うものとします。

（延滞利息）

- 第37条 お客様は、料金等（延滞利息を除く）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払い期日の翌日から起算して支払日の前日までの日数について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息と

して支払うものとします。

- 2 前項の延滞利息は、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合には適用しないものとします。

(消費税の扱い)

第38条 お客様は、FITENET サービスの利用にかかる料金について、消費税額を負担していただくものとし、当社が算出する消費税額を支払うものとします。

(端数処理)

第39条 当社は、消費税額の計算を含み、料金その他の計算において1円未満の端数が生じた場合は四捨五入により端数処理を行うものとします。

第9章 損害賠償

(損害賠償)

第40条 当社は、FITENET サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供を怠った場合は、そのFITENET サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して3日間以上その状態が連続したときに限り、当該お客様の損害の賠償請求に応じるものとします。

- 2 前項の場合における損害賠償の範囲は、当該お客様に現実発生した通常損害とし、FITENET サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後、その状態が連続した時間(12時間を最低時間とし、12時間の倍数である時間とします)に対応する当該FITENET サービスに係わる月額料金に相当する額に、これに対応する消費税額を加算した額の範囲内でかつ、その総額は、1ヶ月相当額に、これに対応する消費税額を加算した額を限度とします。
- 3 当社は、第一種電気通信事業者、または当社が接続している電気通信事業者の責に帰すべき事由により、FITENET サービスの提供ができなかった場合、当社がその電気通信事業者から受領する損害賠償額をFITENET サービスの利用ができなかったお客様全員に対する損害賠償額の限度として、かつ、お客様に現実発生した通常損害に限り、損害賠償に応じるものとします。
- 4 天災、事変、戦争・破壊行為その他の不可抗力により、FITENET サービスの提供ができなかった場合は、当社は一切その責を負わないものとします。

(免責)

第41条 当社は前条の場合を除き、お客様がFITENET サービスの利用に関して被った損害については、その原因の如何を問わず、その損害についての賠償をする責を負わないものとします。

第10章 保守

(当社の維持管理)

第42条 当社は、FITENET サービスを適正に維持するよう務めるものとします。

(利用中止)

第43条 当社は、次の場合においては、FITENET サービスの提供を中止することがあるものとします。

- (1) 当社のFITENET サービス設備の保守上または工世上やむを得ない場合
- (2) 第48条(情報の管理)の規定により、FITENET サービスを停止する場合
- (3) 第一種電気通信事業者、または当社が接続している電気通信事業者がサービスを中止した場合
- 2 当社は、前項の規定によりFITENET サービスの提供を中止する場合は、あらかじめその旨をお客様に通知するものとします。
- 3 前項の規定に係わらず、緊急やむを得ない場合はFITENET サービスの提供を中止する旨をお客様に通知せずに、FITENET サービスの提供を中止する場合があるものとします。

(FITENET サービス設備の修理または復旧)

第44条 お客様は、お客様の端末設備などまたは、自営電気通信設備などが接続専用線または利用者回線に接続されている場合であって、FITENET サービスを利用することができなくなった場合は、そのお客様の端末設備などまたは、自営電気通信設備などに故障・障害が無いことを確認したうえ、その旨を当社に通知していただくものとします。

2 前項の確認に際して、お客様から要請があった場合は、当社は、当社および当社が指定した業者が管理するアクセスポイントにおいて当

社が別に定める方法により試験を行いその結果をお客様に通知するものとします。

- 3 当社は、前項の試験によりFITENET サービス設備に故障・障害がないと判断した場合において、お客様の請求により故障・障害の原因を調査した結果、故障・障害の原因がお客様の端末設備などまたは、自営電気通信設備などにあった場合は、お客様にその原因調査に要した費用の額に、これに対応する消費税額を加算した額をお客様に請求できるものとします。

(通信利用の制限)

第45条 当社は電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくはは救援、交通、秩序維持などのために必要な事項を内容とする通信および公共の利益の確保のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中止する措置をとる場合があるものとします。

第11章 雑則

(秘密保持)

第46条 当社は、FITENET サービスの提供に関して知り得たお客様の秘密を第三者に漏らさないものとします。

(お客様の義務)

第47条 お客様は、次の事項について守るものとします。

- (1) FITENET サービス設備を許可無く移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは破壊しその他FITENET サービスの提供に影響を及ぼす行為を行わないこと。ただし、天災、事変その他の緊急事態に対して保護する必要があるとき、またはお客様端末設備の接続もしくは保守のために必要がある場合はこの限りではないものとします。
- (2) 故意に利用者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が、業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、そのFITENET サービス設備にほかの機械、付加物等を取り付けないこと。
- (4) FITENET サービス設備を善良な管理者の注意をもって管理・保管すること。
- (5) 識別符号および暗証記号を善良な管理者の注意をもって管理すること。
- 2 お客様は、FITENET サービスの利用をするにあたり、次の行為を行わないものとします。
- (1) FITENET サービスにより利用しうる情報を破壊・改竄する行為
- (2) 有害なコンピュータプログラム、データなどを送信または書き込む行為
- (3) ほかのお客様あるいは、第3者の著作権その他の知的財産権を侵害するまたは侵害するおそれのある行為
- (4) ほかのお客様あるいは、第3者を誹謗または中傷する行為
- (5) ほかのお客様あるいは、第3者の財産、プライバシーを侵害または侵害するおそれのある行為
- (6) 公序良俗に反する内容の情報、文章、図形および図画などを他人に公開する行為
- (7) その他、法令などに違反するもの、または違反するおそれのあるもの。
- 3 当社は、前項各号に掲げる内容の情報その他当社がFITENET サービスの適切な運営上不適当と判断した情報については、それを削除する権利を留保するものとします。
- 4 お客様は、本条第1項の規定に違反してFITENET サービス設備を亡失しまたは毀損した場合は、その補充、交換、修繕その他工事など必要な費用を負担するものとします。
- 5 お客様は、IP接続サービスを利用する場合は、その識別符号をお客様以外のものに使用させることをしないものとします。

(情報の管理)

第48条 お客様は、FITENET サービスを利用して受信し、または送信する情報については、FITENET サービス設備の故障・障害などによる消失を防止するための措置をとるものとします。

(お客様からのFITENET サービス設備用施設の提供等)

第49条 専用線IP接続サービスにおいて、接続に必要なFITENET サービス設備を設置するための場所はお客様から無償にて提供していただくものとします。

- 2 前項のFITENET サービス設備に必要な電気など、その動作に必要なものはお客様が無償にて提供するものとします。

別表1号（サービスの品目）

No	サービスの種類	サービス品目	サービス内容
1	IP接続サービス	フレッツ光マンション	フレッツ光回線のマンションタイプを利用し、アクセスポイントに接続する事ができる法人及び個人向けのIP接続サービスです。当サービスには以下のサービスが含まれております。 【メールアドレス3個、ホームページ容量1OMB】
		フレッツ光ファミリー	フレッツ光回線のファミリータイプを利用し、アクセスポイントに接続する事ができる法人及び個人向けのIP接続サービスです。当サービスには以下のサービスが含まれております。 【メールアドレス3個、ホームページ容量1OMB】
2	ホスティングサービス	ホスティングパックライト	独自ドメインによるホスティングとIP接続サービスが利用できる法人向けの小規模なホスティングサービスです。当サービスの内容は以下です。 ※最低利用期間は1年です。 【ドメイン名 : お客様指定の独自ドメイン】 【メールアドレス : 5個】 【ホームページ容量 : 5OMB】 【IP接続サービス : フレッツ光ネクスト希望の場合、ファミリー系 プラス1,980円、マンション プラス1,980円にて御提供】
		ホスティングパックレギュラー	独自ドメインによるホスティングとIP接続サービスが利用できる法人向けの大規模なホスティングサービスです。当サービスの内容は以下です。 ※最低利用期間は1年です。 【ドメイン名 : お客様指定の独自ドメイン】 【メールアドレス : 20個】 【ホームページ容量 : 10OMB】 【IP接続サービス : フレッツ光ネクスト希望の場合、ファミリー系 プラス1,980円、マンション プラス1,980円にて御提供】
3	ハウジングサービス	ハウジング	個別対応
4	その他のサービス	オプションサービス	・固定IPオプション : フレッツ光接続に固定IP1個を付与します ・追加メール : メールアドレスの追加を行います ・独自ドメイン取得代行サービス : 独自ドメインの取得を代行します
		その他のサービス	・別途個別契約にてその他のサービスをご提供致します

別表2号（価格表）

No	サービスの種類	サービス品目	初期費用	月額費用（基本）	月額費用（追加オプション）
1	IP 接続サービス	フレッツ光ネクスト マンション	無料	2,200 円	追加メール 220 円/個
		フレッツ光ネクスト ファミリー	無料	2,200 円	
2	ホスティングサービス	ホスティングパック ライト	無料	5,500 円～ ※以下 IP 接続サービスを希望の 場合は以下の料金でご提供 ・フレッツ光初ストマンション +1,980 円 ・フレッツ光初ストファミリー +1,980 円 ※独自ドメイン 1 個の維持費含む ・当社指定のドメイン指定業者 及びレジストラ	追加メール 不可 ※追加はホスティングパック レギュラーへの移行となります
		ホスティングパック レギュラー	無料	11,000 円～ ※以下 IP 接続サービスを希望の 場合は以下の料金でご提供 ・フレッツ光初ストマンション +1,980 円 ・フレッツ光初ストファミリー +1,980 円 ※独自ドメイン 1 個の維持費含む ・当社指定のドメイン指定業者 及びレジストラ	追加メール 220 円/1 個
3	ハウジングサービス	ハウジング	別途個別見積	別途個別見積	
4	その他のサービス	オプションサービス	・固定 IP オプション …… 1 個 4,400 円～/月 ・独自ドメイン取得代行サービス …… 別途個別見積 ※指定業者及びレジストラは当社指定の業者となります ※ホスティングサービス、専用線 IP 接続サービスの加入者に限ります ※ドメインを他 ISP より当社指定の業者に移転する場合は別途見積となります ※F1TENET 解約後はお客様又は移転先 ISP にてドメイン維持費（更新料）の負担となります		
		その他のサービス	・別途個別見積及び個別契約が必要となります		

※料金はすべて税込み表示となっております。

※回線使用料はプロバイダ料金に含まれておりません。

別表3号（設置場所）

名称	所在地	備考
藤田ソリューションパートナーズ株式会社	群馬県高崎市飯塚町1 1 7 4－5	サーバールーム